

23.12.26

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の 3 課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案提出に向け最大限努力。

「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西 1 か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A－a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める 3 事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3 事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。